

議 長 日程第3「議案第22号平成28年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議員の皆様、おはようございます。一般会計、お認めいただきましてまことにありがとうございます。本日は、総務課小林参事並びに定住少子化担当課長の鈴木課長がともにインフルエンザB型ということでお休みをさせていただいています。すいませんが、御承知のほど、よろしく願いいたします。

それでは、議案第22号平成28年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。平成28年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億3,254万8,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月1日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは、次のページ、210、211ページをおめくりください。今回の特別会計につきましては15億3,254万8,000円で、前年対比で3,592万7,000円、約2.4%の増となっております。国民健康保険税は減っているものの、各国・県の交付金がふえている一方で、歳出では保険給付費が増となっており、高齢化に伴い医療費が年々増加傾向にあります。28年度の予算につきましては、26年度の決算と28年度の見込み等を勘案し、医療費をもとに算出し、医療費にあっては過去最高となる見込みとなっております。

では、218、219ページで歳入について細かく説明させていただきたいと思えます。款の1、国民健康保険税2億8,901万8,000円、前年度対比で1,686万3,0

00円、5.5%の減となっております。これは被保険者等の減少によるものでございます。国保税につきましては、医療給付費分、または後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計の合算金額となっております。現年度課税分の積算につきましては、26年分の所得をもとに算出した調定額に対して決算の収納率を掛けたものを算出しております。

次の款の2、使用料及び手数料32万円につきましては、督促状の発行に伴う徴収手数料でございます。

次の款の3、国庫支出金2億4,484万3,000円、5.7%の増となっております。目の1の療養給付費等負担金2億673万6,000円につきましては、歳出に出てきます一般被保険者にかかわる、説明欄のほうですけれども、一般被保険者にかかわる療養給付費等負担金、または介護納付金負担金、後期高齢者医療支援金拠出負担金に、それぞれについて国が32%負担することになっておりますので、その額を計上させていただいております。

次に、220ページをお開きいただきたいと思っております。目の2、高額医療費共同事業負担金698万8,000円は、高額医療費に対する共同事業で、国保連合会にて算出した標準高額医療費共同事業拠出金の4分の1を国、4分の1を県が負担することになっておりますので、国保連からの提示額を計上させていただいております。目の3、特定健康診査等負担金111万8,000円、特定健診及び特定保健指導に係る費用について、3分の1を国、3分の1を県が負担することとなっております。項の2、国庫補助金、目の1、節の1、財政調整交付金説明欄でございますけれども、普通調整交付金3,000万円は、各市町村の産業構造とか住民所得、家族構成等の差異により被保険者の保険税の負担能力に格差があるため、定率の国庫負担金のみで解消されない市町村間の財政力の不均衡を調節することを目的として交付されるもので、過去の実績を勘案して計上しております。

次に、款の4、項の1、目の1、療養給付費交付金8,563万円は、前年度よりも2,365万6,000円増となっております。退職者医療費制度により、被保険者の医療費に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次の、款の5、項の1、目の1、前期高齢者交付金4億627万5,000円、これは65歳から74歳までの前期高齢者を多く抱える保険者間での財政調整を行う交付金で、社会保険支払基金から算出した見込み額を計上してございます。

次に、款の6 県支出金、項の1、県負担金5,352万6,000円。次に、目の1の高額医療費共同事業負担金、目の2、特定健康診査等負担金、目の3、財政調整交付金につきましては、過年度の実績に基づき計上させていただいてございます。

次に、款の7、共同事業交付金3億1,708万6,000円、前年度よりも922万8,000円増となっております。節の1、高額医療費共同事業交付金は、各都道府県の国民健康保険団体連合会を実施主体として行っているもので、高額な医療費の発生により、その保険者の、要は町の財政の急激な影響を緩和するために、各保険者から拠出金を財源に行う共同事業で、高額な医療費に対する共同事業でございます。節の2、保険財政共同安定化事業交付金は、市町村の国民健康保険財政の安定化を図るための共同事業で、各市町村の拠出金で賄われてございます。この制度の対象となる高額療養費の額が変更になり、歳入歳出同額を計上してございます。

次に、222ページをお開きください。款の9、繰入金、項の1、目の1、一般会計繰入金1億1,529万円、前年度よりも97万4,000円の増となっております。節の1、保険基盤安定繰入金から節の4、財政安定化支援事業繰入金までは、これは法律に定める法定繰入金でございます。保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険税を公費で負担する制度で、保険者支援金分として国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1負担することになってございます。また、保険税軽減分としても県が4分の3、町が4分の1を一旦一般会計で受け入れ、繰り入れるものでございます。節の2の職員給与費等繰入金ですけれども、国保の職員3名分の給与費と事務費の分の繰り入れでございます。節の3、出産育児一時金繰入金ですが、歳出の出産育児一時金の3分の2が繰り入れされるものでございます。節の4の財政安定化支援事業繰入金ですけれども、国保財政の安定化を図るために老人加入率の高い保険者に交付されるものでございます。節の5、その他一般会計繰入金ですけれども、医療費の不足を補うために

繰り入れをするもので、今回は2,000万円を計上しております。

款の10、繰越金につきましては、前年度からの繰越見込額として2,000万円を計上してございます。

款の11、諸収入55万8,000円につきましては、主に延滞金のほか、指定公費負担医療費立替交付金と、次に第三者納付金については第三者行為による加害者からの損害賠償補償金の納付額などを計上してございます。歳入については以上でございます。

次に、226ページの歳出に移らさせていただきたいと思います。まず、款の1、総務費3,203万1,000円、前年度対比で293万4,000円の減となっております。職員3名分の人件費または物件費、それと国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収に係る経費または運営協議会等の経費を計上してございます。説明欄で申し上げますと、2の一般管理経費、中段の一般管理経費でございますけれども、節の7、賃金です。レセプト点検員の2名分の臨時雇用賃金、節の11につきましては需用費、被保険者証とか高齢者受給者証に伴う印刷製本費が主なものでございます。次に目の2、団体負担金、19節、負担金補助及び交付金中の2番目の国保広域化システム改修負担金305万4,000円につきましては、平成30年度から国保の運営主体が県に移管されることに伴う電算システムの改修費でございます。この費用につきましては、国のほうの特別調整交付金で後日補正されることになってございます。一番下段になりますけれども、徴税費、目の1、賦課徴収費でございます。全体の予算額は518万2,000円で24万7,000円の増になってございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。13の委託料、共同アウトソーシング委託料につきましては、納付書や保険証の裁断、封入作業などの委託で、町村会への共同委託により実施しているものでございます。そのほか、収納対策員1名分の報酬を計上してございます。

次に、款の2、保険給付費でございます。一般と退職者の被保険者療養給付費などを合わせまして9億3,689万7,000円、5,383万7,000円の増となっております。補正予算でも御説明いたしましたけれども、医療費は高齢化により急激に急増していくことに加え、高齢者側に人口が、加入者がシフトしているこ

とにより年々増加してございます。特に26年度決算では過去最高の9億円を超える結果になってございます。今回の算出につきましては、過去の医療費データをもとに算出しましたけれども、支払いの状況によっては年度の途中では補正をさせていただくこともございます。

次のページにまたがりますけれども、療養諸費でございますけれども、それぞれ次の項の2の高額療養費につきましても26年度決算と今年度の実績を加味して算出してございます。特に項の2の目の2の高額療養費の2の退職被保険者等の高額療養費につきましては、約倍以上の215%の伸びということになってございます。

次のページにまたがりますけれども、出産育児諸費、出産育児一時金252万2,000円ですけれども、6件分の額を計上してございます。次に葬祭費、項の5、葬祭諸費、目の1、葬祭費125万円、前年度と同額でございますけれども、国保の加入者で亡くなられた方に5万円を葬祭費として支出してございます。

款の3、後期高齢者支援金等1億6,324万1,000円、後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度への保険給付に充てるため、各保険者が加入者数に応じて後期高齢者支援金や事務費拠出金を社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

次に、款の4、前期高齢者納付金等15万1,000円、これは65歳から74歳までの前期高齢者が国民健康保険に加入していることによる保険者間の負担の不均衡を調整する仕組みで、前期高齢者の給付費等を各医療保険者が加入者数に応じて負担するものとなってございます。

次に、234ページをおめくりいただきたいと思えます。款の6、項の1、目の1、介護納付金ですけれども、7,000万円でございます。国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収した介護納付金分を社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

款の7、共同事業拠出金3億1,708万9,000円、高額医療費が国保財政に与える影響を緩和するため、財政の安定化を図るための財源として各市町村から拠出しているものでございます。拠出金額は、過去に発生した高額医療費の実績、被保険者数に応じて拠出することになってございます。これは、歳入の高額医

療費の共同事業交付金と同額となっております。

次に、款の8、保険事業費691万5,000円、項の1、目の1、特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健指導、医療費通知等の保健事業に係る経費を計上してございます。

237ページ、次のページをおめくりいただきたいと思います。項の2、保健事業費、目の1、保健普及費ですけれども、人間ドック受診者に対するの補助でございまして、1人2万円で65件分を計上してございます。

次に、款の11、諸支出金115万3,000円は、過年度分の保険税の過誤納の還付金や指定公費負担金の医療費立替金などのものでございます。

最後の238ページでございまして、繰出金、目の1の繰出金です。国民健康保険診療所特別会計繰出金200万円が計上してございますけれども、これは、診療所のレセプトコンピューターを入れかえることに伴う国等の補助金を一旦国保会計に入れて診療所に支出して繰り出すものでございまして、単年度事業でございまして、廃項としてございます。

最後の予備費でございまして、歳入歳出の差額分500万円を計上させていただきます。

次のページ以降につきましては、国保会計の職員の給与費の明細になってございますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

8 番 小 澤 2点ばかりちょっと伺いたいと思いますけれども。国保事業、毎年保険給付費が上がっていきまして、財政的にも非常に厳しい状況になっていると思いますけれども、先ほど課長のほうがですね、平成26年度の保険給付費が9億円の大台に乗ってしまったと。27年度、これは予算ベースですけれども、補正も含めてたしか10億の大台に上がっているんじゃないかと思っておりますけれども、まずそこを確認します。

参事兼町民課長 先般の予算で2月の臨時会の際に一旦補正をさせていただいて、その後さらに年度末に対応するための補正予算を計上させていただきまして、ほとんど

ぎりぎりというか、目いっぱいの中で保険給付費のほうに充てさせていただきました。それで、かつ財政調整基金も1,200万を取り崩しを計上させていただきました。そして、かつ昨日、年度末、2月の保険給付費が3月末に支払うこととなりますけども、それが幾らかということで連合会のほうに確認をさせていただきました。それをもとに年度末までの決算見込額を出させていただいた中で、基金取り崩しをしますよということで計上させていただきましたけども、それは何とかしなくて済む状態でございます。繰越金のほうも、そこそこ心配していたよりも出るのかなということで、予想した以上に保険給付費の支払額が少なくて済んだということで、担当としては一安心しているような状況でございます。以上です。

8 番 小 澤 一安心と言われますけれども、とにかく右肩上がりで保険給付費が、これはかかっていくのはもう目に見えていることなので、ただ、そういう中でね、28年度予算で9億3,000万で抑えていますけれども、この数字はちょっと現実と離れているような気がするんですけども、その辺はいかがですか。

参事兼町民課長 この額につきましては、たしか去年も小澤議員がこの席で心配されてそのような御意見をいただいて、最終的に年度末でいろんなところからかき集めて給付費に集めたというような状況がございます。この額につきましては、確かに議員の心配されますとおり、少し少ないかなというようなことは承知はしてございます。そういった中で、ほかに年度途中でいろんな国のほうの社会保障の基盤の補助金等、交付金等がそれぞれ実績に応じて交付されますので、そこら辺を財源にして、さらに年度途中でも執行状況を見ながら補正をさせていただくのかなというふうに思っております。以上です。

8 番 小 澤 多分平成28年度も途中で何回か補正が組まれるようになるのかなという気はしていますけれども、国保税収入が減少している中でね、やっぱりこういった給付費が上がっているということで、これは国保税の見直し、改定というものは、具体的に何か考えていらっしゃいますか。

参事兼町民課長 国保税については24年度に14.2%の値上げをさせていただきました。それで、初年度につきましては基金を1,200万円取り崩しをさせていただきましたけども、その後、25年度、26年度につきましては基金を取り崩さずに済んでおりま

す。幸いにも繰越金に…その25、26の繰越金につきましても単年度で2,400万、3,400万というような繰越金が出ておりますので…おりましたので、それで、それを給付費に充てることで27年度、26年度も何とかやってきましたけども、先ほど説明したように、さきの補正予算でも基金の取り崩しを組むような厳しい財政状況にはなっております。そうした状況の中で、27年度の決算がどうなるのか、その辺で判断をしなければならないというふうに考えてございます。現段階では、さらに改定をしなければいけないとか、当面は現状維持でやっていけるのかというようなことは、はっきりしたことは言えませんが、議員の御心配されております保険給付費の支給状況によって大きく左右されることとなりますので、保険給付費がこのままずっと右肩上がり伸びるようでございますと、保険税の見直しをせざるを得ないかなということを考えてございます。そういった中で、30年の4月に県のほうに移管をされることとなりますけれども、できれば28年度、29年度を改定することなく何とかやり切れたらというふうに思い、そこで値上げしないでやっていければなということは考えてございます。

8 番 小 澤 平成30年度に県のほうへということで、あと1年、2年、とにかくやっていかなきゃいけないということですが、ただ、やはり保険給付費というのはどうしても右肩上がりふえていかざるを得ないですね。高齢化が進んでいくわけですから、これが前年と同じでとまるということはまず考えられないことなので、その辺で国保税会計はかなり厳しい状況が続いているので、やはりこれに対しては、何ですか、県が言っている未病だとか、要するに医者にかからなくて済むような対策をとっていかねばいけないと思うんですけれども、その辺は、28年度、何か具体的にこういうことをしていこうというようなことがありますか。

参事兼町民課長 この3月の補正で、大分医療費が伸びたということで、そういったところで原因を一応、多く払っている方の内容をちょっと調べますと、難病指定にされている方が何人かいらっしゃったり、それでC型肝炎の薬が昨年の10月から医療費適用になったということで、その薬が大分高いと。1カ月で何千万…300万円以上かかるような薬が保険適用になったということで、そこら辺がかなり

影響しているのかなということと、そのほかの100万単位で高額医療費かかっている方が何人かいらっしゃいますので、そういった方も影響してきているのかなということで、それらの医療費をとめることはできませんけれども、今、先ほど特定健診等の医療費、健診等の受診についての、できるだけ多くの方に受診をしていただいて特定健診指導のもとで保険者の健康維持、または早期病気の発見というようなことで、できるだけ高額な医療費かからないうちに早期に治療していただくことを頑張っていきたいというように思っています。

8 番 小 澤 終わります。

2 番 田 代 ページ219ページ、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税、この関係と、229ページ上段になります収納対策員の報酬、この関係についてお伺いいたします。恐らく滞納繰越分ですか、医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の滞納繰越分、これが全部で1,600万円ほどあると思います。これに対して収納するというのは大変御苦労されてると思うんですけども、収納対策員で282万7,000円ほど予算を見てます。その中で、滞納の関係で収納される額をどのくらい見ていただけるのかというのがまず1点です。

それと、あと町税、もう審議は終わったんですけども、税務課の賦課徴収費の中で同じ額、282万7,000円が組んであります。合計で、特別会計・一般会計入れて565万の人員費を見てるんですけども、この辺のやりとりというか、今、私の感じだと、今の税務課のほうに座られてる方が両方の会計をやっているのかなという感じしてるんですけども、その辺の連携ですね。要するに町税と国保税の収納の連携、その辺について2点目お聞かせいただきたいと。以上です。

参事兼町民課長 収納の関係でございますけども、収納率が26年度で82.9%ということで、これは、県下については第3位ということで大分上のほうで、ここ数年来2位とか、1位は行ってませんが、2位、3位ということで収納率は県下としては大分いいほうでございますけども、ただ、町のほうとしてもそれでいいのかというと、町としての26年度の滞納繰越分が6,000万円ございます。ただ、その6,000万円、高くありますけども、23年度から比較すると1,500万円に幅が下がってございます。やはりこれにつきましては、収納対策員等の努力も連携も

あつてのこの額だと感じてございます。さらにどのぐらい滞納繰越分を目標とするかにつきましては、現在、毎年25%の収納率を確保してございます。去年、25、26年度はほとんど25%でほとんど変わらずでございますけれども、今年度につきましても現在で約1,600万円の収納をしてございます。去年が1,800万円で若干ちょっと下がってございますけれども、ある程度の、そこそこの前年度並みの収納は確保できるというふうに思っております。

それで、収納対策員の関係につきましては、収納係がなくなりましたけれども、収納対策員については、そのまま現在は2名の方を雇ってございますし、来年以降も引き続き同じような形で採用のほうはしていきます。そうした中で、単に収納係がなくなったからということではなくて、それぞれの国保、固定、町税につきまして収納の担当者がございますので、そこら辺を連携にして情報交換等をして対応させていただいているというのが現状でございます。そうした中で、特に収納係がなくなってから滞納額が急にふえたとかそういう現状はございませんので、うまく連携した中で税務課と国保は連携して今後ともやっていきたいというふうに考えてございます。

2 番 田 代 確認させてください。今、予算で一般被保険者の国保の滞納分、医療費給付分が1,300万、後期高齢者が100万、介護納付分、これが200万、合計1,600万、これはもう予算、1,600万を徴収するんだという解釈でよからうかと思えます。それに対して、費用対効果という面で行くと282万7,000円が収納員にかかるんだよと。要するに282万7,000円かかるけど、約5倍に等しい1,600万をいただくんだと、こういう解釈でよろしいでしょうか。よろしいですね、そういう解釈で。わかりました。終わります。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですか、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第22号平成28年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。